

## Ⅱ 利用上の注意

### 1 用語の解説

#### 人 口

国勢調査における人口は「常住人口」であり、常住人口とは調査時に調査の地域に常住している者をいう。

「常住している者」については、「I 平成 17 年国勢調査の概要」内の「調査の対象」を参照されたい。

#### 面 積

本報告書等に掲載し、また人口密度の算出に用いた全国・都道府県・郡支庁・市区町村別面積は、国土交通省国土地理院（以下「国土地理院」という。）が公表した「全国都道府県市区町村別面積調」によっている。

ただし、国土地理院が公表した市区町村別面積には、その一部に、①市区町村の境界に変更等があっても国土地理院の調査が未了のため変更以前の面積が表示されているもの、②境界未定のため関係市区町村の合計面積のみが表示されているものがある。これらについては、国勢調査結果の利用者の便宜を図るため、総務省統計局において面積を推定し、その旨を注記した。したがって、これらの市区町村別面積は、国土地理院が公表する面積とは一致しないことがあるので、利用の際には注意されたい。

なお、人口集中地区の面積は、総務省統計局において測定したものである。ただし、全域が人口集中地区となる市区町村の面積は、上記の「全国都道府県市区町村別面積調」によっている。

#### 年 齢

年齢は、平成 17 年 9 月 30 日現在による満年齢である。

なお、平成 17 年 10 月 1 日午前零時に生まれた人は、0 歳とした。

#### 配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分した。

- 未 婚 — まだ結婚をしたことのない人
- 有配偶 — 届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人
- 死 別 — 妻又は夫と死別して独身の人
- 離 別 — 妻又は夫と離別して独身の人

#### 国 籍

国籍を、「日本」のほか「韓国，朝鮮」「中国」「フィリピン」「タイ」「インドネシア」「ベトナム」「イギリス」「アメリカ」「ブラジル」「ペルー」「その他」の 11 区分とした。

なお、二つ以上の国籍を持つ人については、次のように取り扱った。

- 1 日本と日本以外の国の両方の国籍を持つ人 — 日本
- 2 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人 — 調査票の国名欄に記入された国

## 世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分した。

**一般世帯**とは、次のものをいう。

- (1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者  
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めた。
  - (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
  - (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者
- 施設等の世帯**とは、次のものをいう。なお、世帯の単位は、原則として下記の(1)、(2)及び(3)は棟ごと、(4)は中隊又は艦船ごと、(5)は建物ごと、(6)は一人一人である。

- (1) 寮・寄宿舍の学生・生徒 — 学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり
- (2) 病院・療養所の入院者 — 病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり
- (3) 社会施設の入所者 — 老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり
- (4) 自衛隊営舎内居住者 — 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり
- (5) 矯正施設の入所者 — 刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり
- (6) その他 — 定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など

昭和55年以前の国勢調査での世帯の定義、世帯の種類は、昭和60年以降と以下のように異なっている。

### 【昭和55年】

昭和55年調査では、世帯を「普通世帯」と「準世帯」に区分し、次のとおり定義している。

**普通世帯**—住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者  
ただし、普通世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なくすべて雇主の世帯に含めている。

**準世帯**—普通世帯を構成する人以外の人又はその集まり

なお、準世帯については次のように区分しており、世帯の単位は、原則として下記の(1)及び(2)は単身者一人一人、(3)及び(5)は棟ごと、(4)は施

設ごと、(6)及び(7)は調査単位ごと、(8)は一人一人としている。

- (1) 間借り・下宿などの単身者
- (2) 会社などの独身寮の単身者
- (3) 寮・寄宿舎の学生・生徒
- (4) 病院・療養所の入院者
- (5) 社会施設の入所者
- (6) 自衛隊営舎内居住者
- (7) 矯正施設の入所者
- (8) その他

なお、昭和 60 年国勢調査以降における一般世帯、施設等の世帯の区分と、昭和 55 年国勢調査での普通世帯、準世帯との対応は次の表のとおりである。

一般世帯と施設等の世帯、普通世帯と準世帯の世帯の区分の対応

	一 般 世 帯	施 設 等 の 世 帯
普 通 世 帯	○ 住居と生計を共にしている人の集まり ○ 一戸を構えて住んでいる単身者	
準 世 帯	○ 間借り・下宿などの単身者 ○ 会社などの独身寮の単身者	○ 寮・寄宿舎の学生・生徒 ○ 病院・療養所の入院者 ○ 社会施設の入所者 ○ 自衛隊営舎内居住者 ○ 矯正施設の入所者 ○ その他

#### 【昭和 35 年～昭和 50 年】

昭和 55 年の世帯の定義と異なるのは次の点である。

- (1) 単身の住み込みの営業使用人は、5 人以下の場合は雇主の世帯に含め、これを普通世帯とし、6 人以上の場合は、営業使用人だけをまとめて一つの準世帯としている。
- (2) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎・独身寮などに、起居を共にしている単身の職員を、その寄宿舎・独身寮の棟ごとにまとめて一つの準世帯としている。

ただし、各戸が住宅の要件を備えている場合で、管理人以外に家族から成る普通世帯と単身者（一戸の居住者数は無関係）が同じ棟に居住しているような寮の単身者は、昭和 55 年の調査と同様に一人一人を一つの普通世帯としている。

なお、一戸に単身者二人以上が居住している場合は、一人を「給与住宅」に住む普通世帯、他を一人ずつ「住宅に間借り」の準世帯としている。

#### 世帯人員及び親族人員

世帯人員とは、世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいう。

**親族人員**とは、世帯主及び世帯主と親族関係にある世帯員を合わせた数をいう。なお、養子、養父母なども、子、父母と同様にみなして親族とした。

なお、国勢調査における世帯主とは、収入の多少、住民基本台帳の届け出等に関係なく、各世帯の判断による。

## 世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した。

### A 親族世帯— 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯

なお、その世帯に同居する非親族（住み込みの従業員、家事手伝いなど）がいる場合もこれに含まれる。例えば「夫婦のみの世帯」という場合には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と住み込みの家事手伝いから成る世帯も含まれている。

### B 非親族人員— 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯

### C 単独世帯— 世帯人員が一人の世帯

また、親族世帯をその親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分した。

#### I 核家族世帯

- (1) 夫婦のみの世帯
- (2) 夫婦と子供から成る世帯
- (3) 男親と子供から成る世帯
- (4) 女親と子供から成る世帯

#### II その他の親族世帯

- (5) 夫婦と両親から成る世帯
  - ① 夫婦と夫の親から成る世帯
  - ② 夫婦と妻の親から成る世帯
- (6) 夫婦とひとり親から成る世帯
  - ① 夫婦と夫の親から成る世帯
  - ② 夫婦と妻の親から成る世帯
- (7) 夫婦、子供と両親から成る世帯
  - ① 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
  - ② 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
- (8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯
  - ① 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
  - ② 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
- (9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない。）から成る世帯
- (10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない。）から成る世帯
- (11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない。）から成る世帯
  - ① 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯
  - ② 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯

- (12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯
  - ① 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯
  - ② 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯
- (13) 兄弟姉妹のみから成る世帯
- (14) 他に分類されない親族世帯

なお、昭和 45 年及び 50 年では「兄弟姉妹のみから成る世帯」は「他に分類されない親族世帯」に含まれている。

### 3 世代世帯

**3 世代世帯**とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、3 つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。したがって、4 世代以上が住んでいる場合も含まれる。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がいない場合も含まれる。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系の 3 世代世帯は含まれない。

### 母子世帯・父子世帯

**母子世帯**とは、未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

**父子世帯**とは、未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

なお、昭和 55 年及び 60 年調査での母子世帯及び父子世帯の女親又は男親には未婚を含めていない。

### 高齢単身世帯・高齢夫婦世帯

**高齢単身世帯**とは、65歳以上の者一人のみの一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

なお、昭和 55 年及び 60 年では、60 歳以上の人一人のみの世帯及び 60 歳以上の人一人と未婚の 18 歳未満の人のみから成る世帯を高齢単身世帯としている。

**高齢夫婦世帯**とは、夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦 1 組の一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

なお、昭和 55 年及び 60 年では、いずれかが 60 歳以上の夫婦 1 組のみの世帯及びいずれかが 60 歳以上の夫婦 1 組と未婚の 18 歳未満の人のみから成る世帯（ただし、未婚の 18 歳未満の人が世帯主である場合には、いずれかが 60 歳以上の夫婦が世帯主の父母又は祖父母である世帯）をいい、平成 2 年では、いずれかが 65 歳以上の夫婦 1 組のみの一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

### 住居の種類

一般世帯について、住居を、次のとおり区分した。

**住 宅** - 一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる永続性のある建物

(完全に区画された建物の一部を含む。)

一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各区画ごとに一戸の住宅となる。

なお、店舗や作業所付きの住宅もこれに含まれる。

**住宅以外** — 寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物

なお、仮小屋・天幕小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる

### 住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分した。

**主世帯** — 「間借り」以外の以下の5区分に居住する世帯

**持ち家** — 居住する住宅がその世帯の所有である場合

なお、所有する住宅は、登記の有無を問わない。また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれる。

**公営の借家** — その世帯の借りている住宅が都道府県営又は市(区)町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

**公団・公社の借家** — その世帯の借りている住宅が都市基盤整備公団又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

なお、これには、雇用・能力開発機構の雇用促進住宅(移転就職者用宿舎)も含まれる。

**民営の借家** — その世帯の借りている住宅が「公営の借家」、「公団・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合

**給与住宅** — 勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合

なお、この場合、家賃の支払いの有無を問わない。また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれる。

**間借り** — 他の世帯が住んでいる住宅(持ち家、公営の借家、公団・公社の借家、民営の借家、給与住宅)の一部を借りて住んでいる場合

### 延べ面積

**延べ面積**とは、各居住室(居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室)の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関・台所・廊下・便所・浴室・押し入れなども含めた床面積の合計をいう。ただし、農家の土間や店舗併用住宅の店・事務室など営業用の部分は延べ面積には含まれない。また、アパートやマンションなどの共同住宅の場合は、共同で使用している廊下・階段など共用部分は、延べ面積には含まれない。

なお、坪単位で記入されたものについては1坪を3.3㎡に換算した。

### 住宅の建て方

各世帯が居住する住宅を、その建て方について、次のとおり区分した。このうち共同住宅については、その建物の階数を「1・2階建」、「3～5階建」、「6～10階建」、「11～

14 階建」「15 階建以上」に 5 区分しています。また、平成 17 年から世帯が住んでいる階についても、建物の階数と同様に 5 区分しています。

一 戸 建 — 1 建物が 1 住宅であるもの

なお、店舗併用住宅の場合でも、1 建物が 1 住宅であればここに含まれる。

長 屋 建 — 二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの

なお、いわゆる「テラス・ハウス」も含まれる。

共 同 住 宅 — 一棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの

なお、階下が商店で、2 階以上に二つ以上の住宅がある、いわゆる「げたばき住宅」も含まれる。

そ の 他 — 上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合や、寄宿舍・独身寮、ホテル、病院などの住宅以外の建物の場合

### 人口集中地区

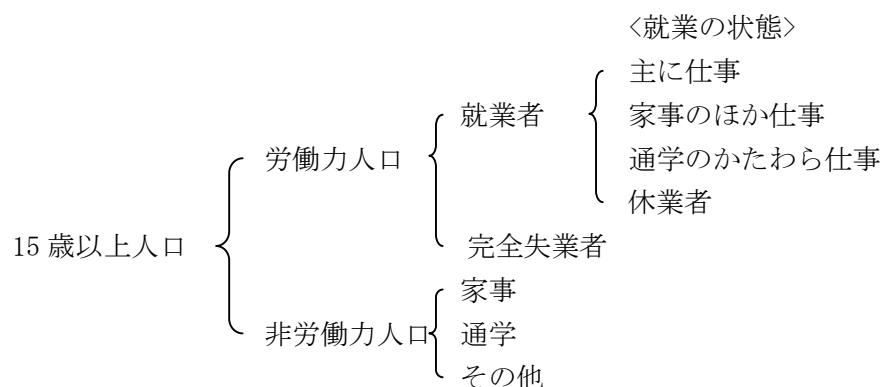
昭和28年の町村合併促進法及び昭和31年の新市町村建設促進法による町村合併や新市の創設などにより市部地域が拡大され、市部・郡部別の地域表章が必ずしも都市的地域と農村的地域の特質を明瞭に示さなくなったため、この都市的地域の特質を明らかにする統計上の地域単位として、昭和35年国勢調査から新たに人口集中地区を設定した。

平成 17 年国勢調査の「人口集中地区」は、以下の 3 点を条件として設定した。

- (1) 平成 17 年国勢調査基本単位区を基礎単位地域とする。
- (2) 市区町村の境域内で人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度が1km<sup>2</sup>当たり 4,000 人以上）が隣接していること。
- (3) それらの地域の人口が平成 17 年国勢調査時に 5,000 人以上を有すること。

### 労働力状態

15 歳以上の者について、平成 17 年 9 月 24 日から 30 日までの 1 週間(以下「調査週間」というに)に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分した。



## 労働力人口

就業者と完全失業者を合わせたもの

### 就業者

調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入などの収入(現物収入を含む)となる仕事を少しでもした人

なお、収入になる仕事を持っているが、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者とした。

(1)勤めている人で、休み始めてから 30 日未満の場合、または 30 日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合

(2)個人経営の事業を営んでいる人で、休業してから 30 日未満の場合

また、家族の人が自家営業(個人経営の農業や工場・店の仕事など)の手伝いをした場合は無給であっても、収入になる仕事をしたこととして就業者に含めた。

### 主に仕事

主に勤め先や自家営業などの仕事をしていた場合

### 家事のほか仕事

主に家事などをしていて、そのかわり仕事をしていた場合

### 通学のかたわら仕事

主に通学していて、そのかわり仕事をしていた場合

### 休業者

勤め人や事業を営んでいる人が病気や休暇などでしごとを休み始めてから 30 日未満の場合、または勤め人が 30 日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合

### 完全失業者

調査週間中、収入となる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって公共職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

### 非労働力人口

調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人

### 家事

自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

### 通学

主に通学していた場合

### その他

上のどの区分にも当てはまらない場合(高齢者など)

ここでいう通学には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれる。

### 従業上の地位

就業者を調査週間中その人が仕事をしていた事業所における状況によって、次のとおりに区分した。

### 雇用者

会社員、公務員、団体職員、個人商店の従業員、住み込みの家事手伝いなど日々雇用されている人、臨時雇いなど会社、団体、個人や官公庁に雇われている人で、次にいう「役員」でない人

### 常雇

期間を定めずにまたは 1 年を超える期間を定めて雇われている人

### 臨時雇

日々または 1 年以内の期間を定めて雇われている人

### 役員

会社の社長、取締役、監査役、団体の理事、監事などの役員



雇人のある業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで雇い人がいる人
雇人のない業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで個人または家族とだけで事業を営んでいる人
家族従業者	農家や個人商店などで農仕事や店の仕事を手伝っている家族
家庭内職者	家庭内で賃仕事をしている人

## 産業

産業は、就業者について調査週間中、その人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類、調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人が普段仕事をしている事業所の種類によって分類した。

なお、仕事をしていた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしていた事業所の種類によった。

平成17年国勢調査に用いた産業分類は、日本標準産業分類(平成14年3月改訂)を基に、平成17年国勢調査の集計用に再編したもので19項目の大分類80項目の中分類、228項目の小分類からなる。

なお、本報告書の産業(3分類)の区分は、大分類を次のように集約したものである。

第1次産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業</li> <li>林業</li> <li>漁業</li> </ul>	第3次産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気・ガス・熱供給・水道業</li> <li>情報通信業</li> <li>運輸業</li> <li>卸売・小売業</li> <li>金融・保険業</li> <li>不動産業</li> <li>飲食店、宿泊業</li> <li>医療、福祉</li> <li>教育、学習支援業</li> <li>複合サービス事業</li> <li>サービス業</li> <li>公務(他に分類されないもの)</li> <li>分類不能の産業</li> </ul>
第2次産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉱業</li> <li>建設業</li> <li>製造業</li> </ul>		

## 就業時間

就業時間とは、就業者が調査週間中、実際に働いた就業時間の合計をいう。二つ以上の仕事に就いた人の就業時間は、それらの就業時間の合計とした。

## 職業

職業は、就業者について、調査週間中その人が実際に従事していた仕事の種類(調査週間中「仕事を休んでいた人」はその人が普段実際に従事していた仕事の種類)によって分類した。

なお、従事した仕事は二つ以上ある場合は、その人が主に従事していた仕事の種類によった。平成17年国勢調査に用いた職業分類は、日本標準職業分類(平成9年12月改訂)を基に平成17年国勢調査の集計用に再編集したもので、10項目の大分類、61項目の中分類、274項目の小分類からなる。

### 世帯の経済構成

一般世帯を、世帯の主な就業者とその親族の労働力状態、産業及び従業上の地位により次のとおり区分した。

また、(1)から(10)の区分については、世帯の主な就業者が従事する産業により、さらに細分化(計3区分)している。

なお、区分にあたってはその世帯に同居する非親族の経済活動は考慮していない。

#### I 農林漁業就業者世帯---親族の就業者が農林漁業就業者のみの世帯

(1) 農林漁業・業主 世帯の主な就業者が農林漁業の業主

(2) 農林漁業・雇用者世帯 世帯の主な就業者が農林漁業の雇用者

#### II 農林漁業・非農林漁業就業者混合世帯---親族の就業者に農林漁業就業者と非農林漁業就業者の両方がいる世帯

(3) 農林漁業・業主混合世帯 世帯の主な就業者が農林漁業の業主

(4) 農林漁業・雇用者混合世帯 世帯の主な就業者が農林漁業の雇用者

(5) 非農林漁業・業主混合世帯 世帯の主な就業者が非農林漁業の業主

(6) 非農林漁業・雇用者混合世帯 世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者

#### III 非農林漁業就業者世帯---親族の就業者が非農林漁業就業者のみの世帯

(7) 非農林漁業・業主世帯 世帯の主な就業者が非農林漁業の業主で親族に雇用者のいない世帯

(8) 非農林漁業・雇用者世帯 世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者で、業主、家族従業者のいない世帯

(9) 非農林漁業・業主・雇用世帯(世帯の主な就業者が業主) 世帯の主な就業者が非農林漁業の業主で、親族に雇用者のいる世帯

(10) 非農林漁業・業主・雇用者世帯(世帯の主な就業者が雇用者) 世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者で、親族に業主・家族従業者のいる世帯

#### IV 非就業者世帯---親族に就業者のいない世帯

#### V 分類不能の世帯

ここでいう「世帯の主な就業者」は、世帯主が就業者の場合は世帯主とし、世帯主が就業者でない場合は、調査票で世帯主の最も近くに記入されている就業者とした。

また、世帯の主な就業者の従業上の地位については、「業主」には「家族従業者」が含まれ、「雇用者」には「役員」が含まれる。

### 従業・通学時の世帯の状況

一般世帯を、世帯員の従業・通学の状況により「通勤・通学者のみの世帯」と「その他の世帯」に区分し、さらに「その他の世帯」については、通勤・通学者が勤務先・通学先に出かけた後その世帯に残る世帯員の構成により、次のとおり区分した。

通勤・通学者のみの世帯	世帯のすべてが通勤・通学者である世帯
その他の世帯	通勤・通学者以外の世帯員がいる世帯 (通勤・通学者以外の世帯員の構成)
高齢者のみ	65歳以上の者のみ
高齢者と幼児のみ	65歳以上の者と6歳未満の者のみ
高齢者と幼児と女性のみ	65歳以上の者と6歳未満の者と6～64歳の女性のみ
高齢者と女性のみ	65歳以上の者と6～64歳の女性のみ
幼児のみ	6歳未満の者のみ
幼児と女性のみ	6歳未満の者と6～64歳の女性のみ
女性のみ	6～64歳の女性のみ
その他	上記以外

## 都市計画地域区分

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業による計画で定められた区域であり、都市計画法(昭和43年法律第100号)及びその他の関係法令の適用を受けている土地の範囲をいう。

都市計画による地域区分を基に調査区を次のとおり区分した。

なお、一つの調査区が二つ以上の区分にまたがっている場合は、番号の小さい方の区分とした。

### A 都市計画区域

#### I 市街化区域

##### 1 工業区域

###### [1] 工業A区域

- (1) 工業専用地域
- (2) 工業専用地域とその他
- (3) 工業地域
- (4) 工業地域とその他

###### [2] 工業B区域

- (5) 準工業地域
- (6) 準工業地域とその他

##### 2 商業区域

###### [1] 商業A区域

- (7) 商業地域
- (8) 商業地域とその他

###### [2] 商業B区域

- (9) 近隣商業地域
- (10) 近隣商業地域とその他

##### 3 住居区域

###### [1] 住居地域

- (11) 準住居地域

- (12) 第 2 種住居地域
- (13) 第 1 種住居地域
- (14) 住居地域混合
- (15) 住居地域とその他

[2] 中高層住居専用地域

- (16) 第 2 種中高層住居専用地域
- (17) 第 1 種中高層住居専用地域
- (18) 中高層住居専用地域混合
- (19) 中高層住居専用地域とその他

[3] 低層住居専用地域

- (20) 第 2 種低層住居専用地域
- (21) 第 1 種低層住居専用地域
- (22) 低層住居専用地域混合

II 市街化調整区域

III 非線引きの区域

B 都市計画区域以外の区域

**従業地・通学地**

従業地・通学地とは、就業者または通学者が従業・通学している場所をいい、次のとおり区分した。

<b>自市区町村で従業・通学</b>	従業・通学先が常住している市区町村と同一の市区町村にある場合
<b>自宅</b>	従業している場所が、自分の居住する家または家に付随した店・作業場などである場合
<b>自宅外</b>	常住地と同じ市区町村に従業・通学先がある人で上記の自宅以外の場合
<b>他市区町村で従業・通学</b>	従業・通学先が常住している市区町村以外にある場合
<b>自市内他区</b>	常住地が 15 大都市にある者で同じ都内の他の区に従業・通学先がある場合
<b>県内他市区町村</b>	従業・通学先が常住地と同じ都道府県内の他の市区町村にある場合
<b>他県</b>	従業・通学先が常住地と異なる都道府県にある場合

**(通勤・通学人口)**

通勤・通学人口とは、1 自宅以外で従業している 15 歳以上就業者の人口 2 学校(予備校など各種学校、専門学校を含む)に通っている 15 歳以上通学者の人口をいう。

**(流出人口)**

A 市における流出人口とは A に常住し A 市以外へ通勤・通学する人口をいい、流入人口とは A 市以外に常住し A 市に通勤・通学する人口をいう。

**(昼間人口と夜間人口)**

従業地・通学地による人口(昼間人口)とは、従業地・通学地集計を用いて、次により算出

した人口である。ただし、この昼間人口には、買い物客などの非定常的な移動については考慮していない。また、常住地による人口(夜間人口)とは、調査の時期に調査の地域に常住している人口である。

A市の昼間人口の算出方法

A市の昼間人口=A市の常住人口-A市からの流出人口+A市への流入人口

(昼夜間人口比率)

昼夜間人口比率は、常住人口 100 人当たりの昼間人口の割合であり、100 を超えているときは通勤・通学人口の流入超過、100 を下回っているときは流出超過を示している。

A市の昼夜間人口比率の算出方法

A市の昼夜間人口比率=A市の昼間人口/A市の常住人口×100

## 2 利用上の注意

- (1) 本調査の概要は、平成 17 年 10 月 1 日現在で行われた第 18 回国勢調査について総務省統計局より提供を受けた小地域集計結果により本市で集計した数値と、総務省統計局から公表された第 1 次基本集計結果のうち鶴岡市に関する主要な数値等を要約し、若干の説明をまとめたものです。
- (2) 国勢調査の結果については、さきに本市で独自に集計した人口、世帯数などを概数として公表しましたが、今回の数値は総務省において調査票を集計した結果と、その際に使用した調査事項のデータを本市で集計した結果で確定数となります。
- (3) 単位未満の数字を四捨五入したため、内訳合計と総数が一致しない場合があります。また、分類不能なども総数に含まれるため各項目の合計と総数が一致しない場合があります。
- (4) 主な指数の算出方法は次のとおりです。

増 加 率 =  $(X_1 / X_0 - 1) \times (X_0 \text{の符号}) \times 100$

$X_1$  当該年度の計数  $X_0$  前年度の計数

性 比 = 男子の数 / 女子の数 × 100

年少人口指数 = 年少人口 / 生産年齢人口 × 100

老年人口指数 = 老年人口 / 生産年齢人口 × 100

従属人口指数 = (年少人口 + 老年人口) / 生産年齢人口 × 100

老年化指数 = 老年人口 / 年少人口 × 100

注) 年齢3区分別人口

年少人口 : 0～14歳人口

生産年齢人口 : 15～64歳人口

老年人口 : 65歳以上人口

(5) 使用記号は次のとおりです。

「－」 : 皆無または該当のないもの

「…」 : 不詳

「△」 : 負数

「X」 : 秘匿

「※」 : 近隣の「X」の数値を含めたもの

「0.0」 : 単位未満

(6) 今回、総務省から公表された国勢調査の結果で本書に収録されていないもの及び  
本書についての照会等は下記までお願いします。

鶴岡市企画部企画調整課

(〒997-8601 鶴岡市馬場町9-25 TEL : (0235) 25-2111)